

京都市告示第645号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成31年3月25日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道  
供用開始の期日 平成31年4月1日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
勧修寺今熊野線	伏見区深草中川原町4番地の3地先から	旧	メートル 167.50	メートル 41.00 ~ 86.10
	同区深草西川原町2番地の5地先まで	新	167.50	41.00 ~ 86.10

- 2 道路の種類 市道  
供用開始の期日 平成31年4月1日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
高速道路1号線	伏見区深草中川原町4番地の3地先から	旧	メートル 167.50	メートル 41.00 ~ 86.10
	同区深草西川原町2番地の5地先まで	新	167.50	41.00 ~ 86.10

(建設局土木管理部道路明示課)